

STOP滞納!! “納税”を忘れていませんか



問 収納課収納係 ☎72-2111

11月～12月は、県税・市町村税の徴収強化月間です。市は、県や他市町村と連携し個人住民税や固定資産税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、納税推進・滞納者に対する催告・差押えなどの滞納処分など、さまざまな徴収対策に取り組んでいます。

◆市税の滞納状況

令和3年度末の市税収納率は94.52%で、税収入未済額(市税の滞納額)は約4億3,514万円でした。市の取組などにより税収入未済額は年々減少しているものの、依然として多くの滞納額が存在しています。

市税の滞納は、市の財政を圧迫し、充実した住民サービスを提供するための財源が失われるほか、期限内に納税している人との公平性を欠くこととなります。市は、今後も適正な滞納処分を実施し、滞納金額の圧縮を図っていきます。

税収入未済額の推移

(単位：億円)



令和3年度の差押件数・換価額

差押件数	不動産	12件
	預貯金	863件
	給与	156件
	その他	44件
換価額	52,062千円	

◆滞納処分の流れ

1. 督促

納期限を過ぎても納付がない場合、督促状を送付し納付を促します。

2. 財産調査

官公庁・金融機関・勤務先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して、財産調査を行います。

3. 搜索・差押

財産調査や搜索により発見した滞納者の財産(テレビや自動車などの動産、不動産、預貯金、給与など)を差押えます。



4. 換価

差押えた財産は公売、取立てにより換価し、滞納税に充てます。

◆納税が困難な場合は放置せず早めの相談を

収入の減少や災害、盗難、本人や家族の病気・事故、事業の休廃止など、やむを得ない事情で納税が困難な場合は、一人で悩んだり、放置したりせず、お早めにご相談ください。

令和4年度久留米朝倉地区・県市町村合同公売会を開催します

地方税の滞納処分により差し押さえた財産(物件)を公売します。期間中、各会場に設置している入札箱で入札ができます。詳細は市ホームページまたは収納課までお問い合わせください。

日時 11月14日(月)～17日(木)／9時～17時

会場 小都市役所収納課、福岡県久留米県税事務所、他6市町村役場

持参物 身分証明書(運転免許証など)、印鑑、委任状(代理人の場合)



◆下水道使用料や下水道事業受益者負担金の滞納処分を強化しています！

問 下水道課管理係 ☎72-2111

下水道使用料や下水道事業受益者負担金は、汚水の処理や下水道の整備を行ううえで欠かせない貴重な財源です。滞納がある場合は、市税と同様に催告や差押えなどの滞納処分を強化しています。

新型コロナウイルスの影響や収入の減少など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。